

暮らしの

情報箱

はがきやFAXなどの

記入例

①催しなどの名称

②〒住所

③氏名(ふりがな)

④年齢(学年)

⑤電話番号

⑥その他必要事項

福祉

応急小口資金の貸付

病気治療、区内転居など一時的な資金にお困りの方へ、一定期間無利子でお貸しします(審査有り)。詳細はお問い合わせください。

⑧次の全てに該当する方

①区内に3か月以上在住

②世帯の収入が一定基準以内

③勤務先に貸付制度がない

④税金などに滞納が無く、収入が有り返済ができる

●貸付限度額

1世帯18万円(特別な場合は45万円)

※10万円を超える貸し付けには連帯保証人が必要です

⑩福祉管理課課援係

☎5744-1245 FAX5744-1520

国保・後期高齢者医療

後期高齢者医療制度に加入の方へジェネリック医薬品差額通知を郵送します

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えた場合に軽減できる自己負担額のお知らせを、6月下旬に東京都後期高齢者医療広域連合から郵送します。

⑧次の全てに該当する後期高齢者医療制度の加入者

①生活習慣病などの先発医薬品を処方されている

②ジェネリック医薬品への切り替えで、自己負担額の一定額以上の軽減が見込まれる

⑩国保年金課後期高齢者医療給付担当

☎5744-1254 FAX5744-1677

国民健康保険制度に加入している方へ

◆納入通知書などの郵送

令和6年度の国民健康保険料納入通知書と6～10月期の納付書、1年払い分の納付書を6月中旬に郵送します。保険料率などに変更があります。詳細は、同封の冊子をご覧ください。

⑩国保年金課国保資格係

☎5744-1210 FAX5744-1516

◆延滞金の加算

納期限までに納付がない場合、未納期間に応じて延滞金が加算されます。

⑩国保年金課国保料収納担当

☎5744-1697 FAX5744-1516

プール利用引換券配布事業(国保)の終了

大田区国民健康保険被保険者が対象の夏季区営プール利用引換券の配布は、令和5年度で終了しました。

⑩国保年金課国保保健事業担当

☎5744-1393 FAX5744-1516

こども

児童手当の現況届と6月定例振り込みのお知らせ

◆現況届について

例年6月に提出していただいていた現況届は原則不要になりました(提出が必要な方には所定の用紙を郵送します)。

◆6月期の振込日

2～5月分は、6月7日に振り込みます。※金融機関によっては2・3日入金が遅れる場合があります

⑩子育て支援課こども医療係

☎5744-1275 FAX5744-1525

児童育成手当(育成・障害手当)現況届の提出と新規申請

◆現況届の提出

児童育成手当を引き続き受給するには、6月1日現在の状況について届け出が必要です。該当する方には書類を郵送します。6月28日までに提出してください。

◆新規申請

令和5年中の所得が限度額未満の方が申請できます。要件や必要書類など詳細はお問い合わせください。

⑩子育て支援課児童育成係

☎5744-1274 FAX5744-1525

相談

保育サービスアドバイザー

保育所入所、育児に関する相談ができます。詳細は区HPをご覧ください。

①入所に関するオンライン説明会

⑨6月20日(休)、7月17日(休)、8月22日(休)、9月7日(出)

⑩先着各30組

②オンライン個別相談

⑨7月4日(休)、8月7日、9月18日(休)

⑩先着各6組

③電話相談(予約不要)

⑨月～金曜(休日を除く)、午前8時30分～午後4時

◇①～③いずれも◇

⑩出産予定の方、乳幼児の保護者

④①②電子申請

⑩保育サービス課保育利用支援担当

☎5744-1617 FAX5744-1715

大田区ひきこもり支援室SAPOTA出張相談会

ひきこもりに関する悩みを、専門の相談員や保健師に相談ができます。

⑨6月26日(休)午後1時～4時

⑩大森地域庁舎

⑩先着6組

④問合先へ電話。電子申請も可

⑩大田区ひきこもり支援室SAPOTA

☎6459-6715 FAX6459-6714

地域包括支援センターにご相談ください

地域包括支援センターは区内23か所に設置しており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、介護・福祉などの総合的な相談を受けます。

⑩区内在住の65歳以上の方と家族

⑩高齢福祉課高齢者支援担当

☎5744-1250 FAX5744-1522

募集

統計調査員(名簿登録制)

国の統計調査員を募集しています。詳細は区HPをご覧ください。⑧登録希望届(問合先で配布。区HPからも出力可)を確認の上、問合先へ電話

⑩地域力推進課統計調査係

☎5744-1186 FAX5744-1518

大田区生涯学習ボランティア

詳細はおおたまなびの森HPなどをご覧ください。

⑩区内在住・在勤・在学で、知識や技術を地域に役立てたいと考えている方・団体

④問合先へ申込書(おおたまなびの森HP・区HPから出力)を持参

⑩地域力推進課区民協働・生涯学習担当

☎5744-1443 FAX5744-1518

傍聴

大田区障がい施策推進会議

⑨7月4日(休)午後1時30分～3時30分

⑩アプリコ

⑩先着5名

④問合先へ電話かFAX(記入例参照)。6月20日締め切り ※手話通訳希望は申し込み時にお伝えください

⑩障害福祉課障害者支援担当

☎5744-1700 FAX5744-1592

令和6年度 特別区民税・都民税(住民税)・森林環境税が決まりました

徴収方法		納め方	通知の送付日・送付先	税証明の発行開始日
①	給与からの特別徴収(給与から差し引いて納める方)	6月～令和7年5月の毎月、給与から差し引き(定額減税対象者は7月から)	5月14日に勤務先へ税額の決定・変更通知書を郵送しました	5月14日 ※複数の方法で納める方は6月10日
②	普通徴収(個人で納める方)	通知書に同封の納付書で納めるか口座振替	6月10日に本人へ納税通知書を郵送します	6月10日
③	公的年金からの特別徴収(年金から差し引いて納める方)	4・6・8・10・12月、令和7年2月に年金から差し引き		

※③の方のうち、令和5年度から引き続き特別徴収の方は、4・6・8月に、令和5年度の特別徴収税額の6分の1に相当する金額を仮徴収税額として公的年金から引き落とします。10・12月、令和7年2月は、確定した令和6年度の税額から仮徴収税額を差し引き、残った税額を三等分して引き落とします。(端数は10月分で調整)

※③の方のうち、令和6年度から新たに特別徴収になる方(65歳になった方など)は、令和6年度の税額の2分の1は、6・8月に納付書か口座振替(普通徴収)で納めてください。残りの額を10・12月、令和7年2月に公的年金から引き落とします。

また、税制改正に基づき、令和6年度の個人住民税について定額減税を行います。定額減税の対象となる方の減税額は、個人住民税の各種通知書の摘要欄で確認できます。詳細は区HPをご覧ください。

◆税証明の発行

令和6年度住民税の証明発行開始日は、左表のとおりです。

▶発行場所 問合先、戸籍住民窓口、特別出張所、納税課(納税証明書のみ)、コンビニエンスストア(区内在住でマイナンバーカードをお持ちの方のみ) ※コンビニエンスストアのみ左表①に該当する方の納税証明書の発行は6月10日から

▶申請方法 運転免許証など本人確認ができるものを持参

※代理人の場合は、代理人の本人確認ができるものと委任状が必要(家族でも委任状が必要)

▶問合先 課税課課税担当 FAX5744-1515(共通)

税証明=☎5744-1192

住民税の課税内容=(大森地区)☎5744-1194(調布地区)☎5744-1195(蒲田地区)☎5744-1196

◆7月1日は特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収)第1期の納付期限です

詳細は区HPをご覧ください。

▶納付場所・方法 問合先、特別出張所、金融機関(ゆうちょ銀行含む)、コンビニエンスストア(MMK設置店含む)、インターネットバンキング、クレジットカード決済、バーコード決済

◆軽自動車税(種別割)の納付期限は5月31日です

まだ納めていない方は至急納めてください。

▶問合先 納税課収納推進担当 ☎5744-1205 FAX5744-1517

◆都税事務所から

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は7月1日です。納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。

▶問合先 大田都税事務所 ☎3733-2411

地域福祉計画推進会議

日7月23日(火)午後1時30分～3時30分

会蒲田地域庁舎

定先着10名程度

申6月1日～7月12日に問合先へ電話かFAX(記入例参照)

図福祉管理課調整担当

☎5744-1721 ☎5744-1520

求人

おおた介護のお仕事
就職相談・面接会

区内6介護事業者とその場で就職相談や面接ができます。詳細は区HPをご覧ください。

日6月12日、7月10日(水)午後2時～4時30分

申問合先へ電話

会図ハローワーク大森 ☎5493-8790

+WORK(内職)出張相談会

図区内在住の方

日6月18日(火)午前9時30分～11時30分

会ハローワーク大森

申問合先へ電話

図(公財)大田区産業振興協会

☎3733-6126 ☎3733-6459

お知らせ

涼み処(クールスポット)で
熱中症予防

高齢者は体内の水分量が不足しやすいため、特に注意が必要です。こまめな水分補給を心がけ、扇風機やエアコンを活用しましょう。涼み処(クールスポット)として一部の公共施設を開放しているので、お出かけの際はご利用ください。



涼み処(クールスポット)のぼり旗

さい。

●開放期間 10月15日まで

会特別出張所、文化センター、区民センター、老人いこいの家、シニアステーション、図書館など

図高齢福祉課高齢者支援担当

☎5744-1250 ☎5744-1522

「おおた地域力発見ガイド2024」を発行しました

区内で行われている地域活動や、地域活動を応援する区の事業などを掲載しています。これから地域活動を始めたい方の道しるべになるとともに、地域活動に興味を持つきっかけにもなる冊子です。

●配布場所 micsおおた、こらぼ大森など ※区HPからも閲覧可

図地域力推進課区民協働・生涯学習担当

☎5744-1204 ☎5744-1518



大田区民プラザの再開

7月1日から区民プラザの施設利用を再開予定です。休館中にアプリコ内で行っている業務の終了日など、詳細は問合先HPをご覧ください。

図(公財)大田区文化振興協会

☎6424-5900 ☎5744-1599

アプリコの休館

日6月9日(日) ※電力点検のため

☎5744-1600 ☎5744-1599

参加・催し

(仮称)大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(素案)説明会

日会6月10日(月)=新井宿特別出張所、6月14日(金)=入新井集会所

※どちらも午後7時～8時

定先着各60名

申当日会場へ

図都市計画課計画調整担当

☎5744-1333 ☎5744-1530

環境月間パネル展

環境保全に関する取り組みの紹介などを行います。

日6月10日(月)～14日(金)午後4時30分

会区役所本庁舎1階

図環境計画課計画推進・温暖化対策担当

☎5744-1362 ☎5744-1532

深める・つながる講座

1【講座企画会(若者)】「友だち関係」どうしてる?(8日制)

日6月22日、7月6・20日、8月3・17・31日、9月14日、11月16日(土)午後2時～4時(6月22日は午後1時30分～4時)

会消費者生活センター

定抽選で10名

2【市民科学の目で生き物の面白さを再発見(6日制)】

日6月26日、7月10・24日、8月28日、9月11・25日(水)午後2時～4時

会カムカム新蒲田ほか

※スマートフォン持参

定抽選で20名

3【大学提携特別講演会】「未来を先送りしない」

●講師 東京工業大学学長 益一哉

日7月15日(祝)午後1時30分～3時

会HANEDA×PiO

定抽選でオンライン100名・会場50名

◇1～3いずれも◇

図1区内在住・在勤・在学の16～39歳の方

23区内在住・在勤・在学の16歳以上の方

申5月28日～6月10日(必着)

に問合先へ往復はがき(記入例参照1保育(おおむね1歳6か月以上の未就学児)希望はその旨も明記)。電子申請も可

図地域力推進課区民協働・生涯学習担当

(〒144-8621大田区役所)

☎5744-1443 ☎5744-1518

子どもフォーラム
「子どもの健全な育成を願って」

日7月6日(土)午後2時～4時20分

会大田文化の森

定先着200名

※保育(先着20名)有り。詳細は蒲田医師会(☎3732-8711)にお問い合わせください

申電子申請。7月5日(保育は6月28日)締め切り

図健康医療政策課災害・地域医療担当

☎5744-1264 ☎5744-1523

講座「男らしさ」と「自分らしさ」の間で～俺たちはどう生きるか～

生活や仕事における「当たり前」を見直し、自分らしく生きるためのヒントを見つけます。

図区内在住・在勤・在学の方

日7月7日(日)午前10時～正午

定抽選で15名

申電子申請。問合先へFAX(記入例参照。保育(1歳以上の未就学児5名)希望はお子さんの名前、年齢も明記)も可。6月26日締め切り

会図エセナおおた

☎3766-4586 ☎5764-0604

大田区学
クイズ
に挑戦!

大田区学

7本の道が1か所で交わる珍しい交差点で、「日本一ゆずり合いモデル交差点」の看板がある場所の名前は何でしょう。

>>答えは、8面インフォメーションで確認!

大田区の情報公開制度と個人情報保護制度 令和5年度の運用状況をお知らせします

1情報公開制度とは

区が保有している公文書の開示を求める区民の皆さんの権利を保障し、区政情報の公開の推進を図るものです。法令や条例の規定により開示することができない情報や個人情報などを除き、開示を原則としています。

皆さんからの公文書の開示請求に応じて、令和5年度は下表のとおり決定しました。

実施機関	請求件数	決定内容(件数)				審査請求件数
		全部開示	部分開示	開示請求に応じられない	不存在	
区長	872	515	330	12	26	1
教育委員会	31	18	8	1	4	0
選挙管理委員会	4	0	4	0	1	0
監査委員	2	1	1	0	1	0
議会	0	0	0	0	0	0
合計	909	534	343	13	32	1

※1件の請求で決定が複数となる場合があるので、請求件数と決定件数は一致しません

●請求者内訳…区内在住者140名、区内法人・在勤者211名、任意的開示申出者558名(区外在住者、区外法人など)

※同一人が複数の請求を行っている場合があるため、請求者内訳は延べ人数です

●開示した主な公文書…調整計算図、耕地整理図、営業許可施設一覧、環境衛生施設業務台帳など

2個人情報保護制度とは

区は事務の執行上、皆さんの個人情報を収集・保管・活用しています。「個人情報の保護に関する法律」と「大田区個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定め、そのルールに基づいた取り扱いをしています。

区が保有している個人情報は、本人が開示や訂正を求めることができます。請求の時は、本人であることを確認するため、必ず身分証明書などを提示していただきます。なお、法令などの規定により請求に応じられない場合があります。

皆さんからの開示等請求に応じて、令和5年度は下表のとおり決定しました。

請求件数	決定内容(件数)				審査請求件数
	全部開示	部分開示	開示等請求に応じられない	不存在	
205	87	90	4	35	1

※1件の請求で決定が複数となる場合があるので、請求件数と決定件数は一致しません

●開示した主な文書…介護認定審査会資料、住民票の写し等交付申請書など

◆公文書・保有個人情報の開示請求は、当該公文書を管理している課などへお問い合わせください

手数料は無料です。ただし、写しの交付は実費負担があります。

◆決定に不服があるときは、「審査請求」をすることができます

学識経験者で構成した「大田区情報公開・個人情報保護審査会」へ諮問し、その答申を踏まえ、裁決します。ただし、任意的開示の申出者は審査請求ができません。

◆「令和5年度公文書等開示請求運用状況」が区政情報コーナーで閲覧できます

「自分の個人情報は自分で守る」という意識も必要です

★SNSやブログなどに、不用意に個人情報を書き込まない

★不審なメール・WEBサイトは閲覧しない

★パスワードは推測されにくいものとし、使い回さない

★事業者などに個人情報を提供するときは、利用目的や管理体制を確認する